特定非営利活動法人こどもピースネットワーク 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こどもピースネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、次の各社会的使命に寄与することを目的とする。

- (1) 主に日本国内の子どもたちを支援する活動をし、子ども食堂を運営する団体への支援や子ども食堂の活動に関する広報活動を行なうなどして、子どもたちの貧困問題改善に寄与すること。
- (2)日本国内において大規模な自然災害などにより緊急援助・人道支援を必要とする事態が発生した場合に、被災地への支援を迅速に行うことにより、早期復興の一助となること。
- (3)農業に関する啓蒙活動や支援を行い、国内の農業人口増進及び食料自給率向上 に寄与すること。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)子どもの健全育成を図る活動
- (2)災害救援活動
- (3)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助営又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1) 子どもの貧困問題解消や学習機会の提供を図る事業
 - (2)大規模な自然災害などの被災者を支援する事業
 - (3)農業の普及啓発を推進する事業
 - (4)チャリティイベントの企画運営事業
 - (5)その他目的を達成するために必要な事業
 - 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1) 寄付された物品の販売事業
 - (2)ホームページへの広告掲載事業
 - 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
 - (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人。
 - (4) 名誉会員 この法人に対して功労のあった者または学識経験者・著名人で理事会 又は総会において名誉会員として推薦された個人及び団体。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長 に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上12人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、 理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この 法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総 会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ なければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の憲決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する 旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表 決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会 に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付護すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は 電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に 出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる ことができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記する こと。)
- (3)審議事項
- (4) 護事の経過の概要及び護決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押 印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種と する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会 の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の 議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(隔機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、 又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに 残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲 渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に 定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを 定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事品	Ę	定	仙	史	子
副理專	事 長	ĵō]	部	由美	子
副理	長	⊞	村	朋	之
理	3	市	Ш	耐	治
理	E	吉	凙	孝	明
監	F	河	西	きよ	5

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿) 特定非営利活動法人こどもピースネットワーク

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	<u> </u>		······································		
	役名	(フリガナ)	住所又は居所	報酬の有無	役職名等
	(どちらかに〇)	氏 名		(どちらかに〇)	
1	理事·監事	9° 30'87 753		(有) • 無	理事長
1		定仙 史子		9	
2	理事·監事	באר יאק		有•無	副理事長
2		阿部 由美子		· · ·	B)22-77
3	理事)・監事	945 htl		有 · (無)	副理事長
3		田村朋之			B)22-7-7
4	理····································	1 11 77 919*		有 (無)	
4	###	市川耐治		,, (
5	理事・監事	35 4. 6 37 4		有 •(無)	
3		吉 澤 孝明			
6	理事・儒事	カワニシ キヨラ		(有)・無	
L		河西 きよら			
7	理事・監事			有・無	
-					
8	理事・監事			有・無	
-					
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	
10	佐尹・献尹			13 7/1/	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人こどもピースネットワーク

1 事業実施の方針

設立初年度のため、法人の知名度を向上させること、並びに協力者・賛同者を増やすことに重点をおく。 そのために、ホームページを開設し、ホームページ及びマスコミを通じて事業のPRを行う。

個人・団体・企業に対し、子ども食堂をはじめとする子供支援・農業支援の啓蒙活動を積極的に行う。また、農業人口の増加を目指して農家と連携して現地でイベントを開催する。

大規模な災害が発生した際には、必要に応じた支援を迅速に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 4.180 】千円)

	INDANCIN O TX						
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
子どもの貴因問題解消や学習機会の提供を図る事業	メディアで活躍する有名人が子供食堂を訪れ、一緒に食事を作ったり、食べたり学習にたりなど、直接触れ合うことをでいて、子供・保護者・運営者を受用品の寄付を行う。また、歯科医師などが子供の歯の健診をするともに歯科所をがあるともに歯科のであるともに歯科のであるともに歯科のであるともに歯科のであるともに歯科のであるともに歯科をする。	7月	東京都内	7	近隣在住 の 子供をは じめとする 一般市民	50	30
大規模な自然災害などの被災地 を支援する事業	災害発生時にメディアで活躍する有名人が被災地に赴き、現地で歌唱などして被災者を元気づける。また、食料など復興に必要なものを寄付する。その様子をマスコミが報じる手配をし、マスコミを通じて国民に被災地支援を呼びかける。	災害 発生時	災害	10	被災地 在住の 一般市民	不特定 多数	0
農業の普及啓発を推進する事業	メディアで活躍する有名人が 地域農家と連携しながら一般 市民とともに稲刈りをし、新米 を振舞うイベントを開催して、 おにぎりやちゃんご鍋を地元 民に振舞うイベントを行う。そ の様子をマスコミが報じる手 配をし、マスコミを通じて農業 の明るいイメージを全国に発 信し、農業の普及啓発とする。	9月	新潟県津南町	10	全国の 一般市民	不特定多数	150

チャリティイベントの企画運営事業	メディアで活躍する有名人が 子供食堂支援従事者への慰労 イベントとしてコンサートを開 催する・イベント内で従事者に 子供支援の現状を講演しても らい、その様子をマスコミを通じ て全国民に子供食堂・子供支援 の啓発をする。 また、イベント内で募金を行い、子供支援事業の従事者へ 寄付をする。	8月	東京都内	20	近隣在住 の 子供 支援施設 従事者	10	4000
------------------	---	----	------	----	--------------------------------	----	------

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 360 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
ホームページへの広告掲載事業	ホームページに賛同企業の広告を掲載する	通年	法人 事務所内	1	360
寄付された物品の販売事業	メディアで活躍する有名人が開催するチャリティイペントで、有名人から寄付された物品を手売りで販売する	11月	東京都内	1	0

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人こどもピースネットワーク

1 事業実施の方針

ホームページ及びマスコミを通じて事業のPRを行う。

個人・団体・企業に対し、子ども食堂をはじめとする子供支援・農業支援の啓蒙活動を積極的に行う。また、農業人口の増加を目指して農家と連携して現地でイベントを開催する。

大規模な災害が発生した際には、必要に応じた支援を迅速に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 4,330 】千円)

(2) (3)(2) (2)	門伯野に水るず未			(.)(-)	// INC/ JRC / 11 L	4,000	
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
子どもの貴困問題解消や学習機会の提供を図る事業	メディアで活躍する有名人が 子供食堂を訪れ、一緒に食事 を作ったり、食べたり学習した りなど、直接触れ合うことによって、子供・保護者・運営者を元 気づける。その際に食料や学 用品の寄付を行う。また、歯科 医師などが子供の歯の健診を するとともに歯科医師として の職業を紹介する。 その様子をマスコミが報じる 手配をし、マスコミを通じて全 国民に子供食堂・子供支援事業 の啓発をする。	7月	東京都内	7	近隣在住 の 子供をは じめとする 一般市民	50	30
大規模な自然災害などの被災地を支援する事業	災害発生時にメディアで活躍する有名人が被災地に赴き、現地で歌唱などして被災者を元気づける。また、食料など復興に必要なものを寄付する。その様子をマスコミが報じる手配をし、マスコミを通じて国民に被災地支援を呼びかける。	災害 発生時	災害 発生場所	10	被災地 在住の 一般市民	不特定多数	0
農業の普及啓発を推進する事業	メディアで活躍する有名人が 地域農家と連携しながら一般 市民とともに田植えや稲刈り をし、おにぎりやちゃんご鍋を 地元民に振舞うイベントを行 う。その様子をマスコミが報じ る手配をし、マスコミを通じて 農業の明るいイメージを全国 に発信し、農業の普及啓発とす る。	5月9月	新潟県津南町	20	全国の 一般市民	不特定 多数	300
チャリティイベン トの企画運営事 業	メディアで活躍する有名人が 子供食堂支援従事者への慰労 イベントとしてコンサートを開 催する。イベント内で従事者に 子供支援の現状を誇ったが報	8月	東京都内	20	近隣在住 の 子供 支援施設 従事者	10	4000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 360 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
ホームページへの広告掲載事業	ホームページに賛同企業の広告を掲載する	通年	法人事務所内	1	360
寄付された物品の販売事業	メディアで活躍する有名人が開催するチャリティイベントで、有名人から寄付された物品を手売りで販売する	11月	東京都内	1	0

令和8年度 活動予算書 (その他事業が<u>ある</u>場合)

特定非営利活動法人こともピースネットワーク

	林 安士等222	動い屋 2 宣告	I.O.	<u>(単位:円)</u>	合計	
科目		特定非営利活動に係る事業 金 額 小計・合計				
		7741 - 6141		1.01		
1 受取会費		170, 000	•	Ö	170, 0	
正会員受取会費	170, 000					
赞助会員受取会費				1		
2 受取審附金	1	o		. 0		
受取寄附金	i					
施設等受入評価益						
3 受取助成金等		0		0		
受取補助金						
4 事業収益		5, 000, 000		1, 640, 000	6, 640,	
子どもの貴困問題解消や学習機会の提供を図る事業収益	0					
大規模な自然災害などの被災地を支援する事業収益	, o					
農業の普及啓発を推進する事業収益 チャリティイベントの企画運営事業収益	5.000.000]]				
等付された物品の販売事業収益	1		200, 000			
ホームページへの広告掲載事業収益			1, 440, 000			
167-189-1111 34-						
		0		0		
受取利息	ļ	[
		F 170 000		1 640 000	6, 810,	
常収益計	- 	5, 170, 000		1, 640, 000	0.510.	
1 429						
(1)人件費		Ö		9		
給料手当		Į				
│ 役員報酬 │ 退職給付費用	1			ļ l		
近極桁17 天円 福利厚生費				1		
					4 5 4 5	
(2) その他経費		4, 180, 000		360,000	4, 540,	
会議費 旅費交通費	150,000	,				
派養父題養 支払手数料	3,000,000)	360, 000	ļ i	1	
支払寄付金	1, 000, 000	'				
消耗品費	30, 000	'				
本来對什	<u> </u>	4, 180, 000		360,000	4, 540,	
2 管理費						
(1)人件費	200 200	600, 000		0	600,	
役員報酬 給料手当	600, 000	'	I		I	
一部科子当 退職給付費用		1	I		l	
福利厚生費	1		ļ.		I	
			Ī			
(2) その他装費		1, 320, 000	 	0	1, 320	
消耗品費	ľ				[
水道光熱費	120, 000)			ŀ	
通信運搬費	1, 200, 000		ł			
地代家質 旅費交通費	1, 200, 00	1				
1	I.	,			Į	
1999		1, 920, 000	 	0		
* * R 計		6, 100, 000		360,000	6, 460	
期 級 常 増 減 額 【A】- 【B】 · · · ①		-930,000		1, 280, 000	350	
ン <u> </u>		4	 	-		
		[1	
				 		
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		9	1	ļ <u> </u>		
)】 <u>鎌 常 外 費 用</u> 固定資産光却損		†		1	 	
災害損失						
過年度損益修正損		 		ļ		
常外費用計 期経常外増減額[C]-[D]・・・②				9		
期経常外増減額(C)-(D)・・・② 現区分振替額・・・③		1, 280, 000		-1, 280, 000		
引 雪 当 期 正 味 財 産 増 減 種 (1)+(2)+(3)・・・	0	350,000			350	
ALLOW ALCOHOLOGY AND					70	
法人税、住民税及び事業税・・・⑤ 設立時正味財産額・・・⑥						

令和9年度 活動予算書 (その他事業が<u>ある</u>場合)

特定非営利活動法人こともピースネットワーク

		林宁士学科学	第1-22字字	Z.A.	<u>(単位:円)</u> * = ●	
	料目	特定非営利活動に係る事業 金 値 小計・合計				合計
AL						
1	受取会費 正会員受取会費 贊助会員受取会費	205, 000	205, 000		0	205, 000
1	受取害酬金		0		0	
1	受取客附金 施股等受人評価 <i>益</i>		Ĭ		Ĭ	,
3	受取勘成金等 受取補助金		o		0	
	文·以而约 5 .					
4	事業収益 子どもの貴困問題解消や学習機会の提供を図る事業収益 大規模な自然災害などの被災地を支援する事業収益 農業の普及啓発を推進する事業収益 手ヤリティイベントの企画運営事業収益 寄付された物品の販売事業収益	0 0 0 5, 000, 000	5. 000. 000	200, 000	1, 640, 000	6, 640, 00
	ホームページへの広告掲載事業収益			1, 440, 000		
5	事業収益 その他の収益		0		o	
	受取利息					
	収益 計 経常 東 角		5, 205, 000		1, 640, 000	6, 845, 0
٦,	半集 費		0			
	(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費		9	<u>:</u>		
	(2) その他経費 会議署		4, 330, 000		360,000	4, 690, 0
	放置交流費 支払手数料 支払寄付金 消耗品費	300, 000 3, 000, 000 1, 000, 000 30, 000		360, 000		
			4, 330, 000		360,000	4, 690, 0
2	管理 費					
	(1) 人件費 役員報酬 給料等付費用 福利厚生費	600, 000	600, 000		0	600, 0
	(2) その他経費		1, 320, 000		0	1, 320, 0
	消耗品費 水道光熱費 通信 深質 旅費交通費	120, 000 1, 200, 000	1			
	減価償却費					
123	IER		1, 920, 000		0	1, 920, 0
期	費用計 経常増減額[A]-[B]・・・①		6, 250, 000		360, 000 1, 280, 000	6, 610, 0 235, 0
ÇÎ.	建 常 外 敬 注 固定資産光却益					5000
	過年度損益修正益				- Landard	
L.	外报 集計		0		Ö	
	経常・外景・勝 固定資産光却損 災害損失					
*	通年度損益修正損 外 東 用 計		0		. 0	
期	経 常 外 増 減 額 【C】- [D】・・・② 区 分 援 替 額 ・・・③		1, 280, 000		-1, 280, 000	
1 3			235,000		C	235, 0 70, 0
	16人156、还从156人以"罗家钦"、"划					280, 0

特定非営利活動法人こどもピースネットワーク 設立趣旨書

下記1~3の趣旨に対し、我々は、現在スポーツやマスコミ業界で活躍している人々及びかつて活躍していた人々の中から、我々に賛同し社会貢献をしたい人を寄り集め、主にメディアの力を借りてその目的を達成するための活動をしていく。また、その活動を通じて、同じ目的を持って活動している既存の企業・団体・個人とのネットワーク化を図り、より大きな成果を上げていきたい。

- 1、 日本社会では経済格差が拡大しており、家庭の経済的な事情から十分な食事や学び の機会が得られない子どもが増えている。貧困や将来の選択肢の制約は断ち切れない連鎖であり、深刻な社会問題である。
 - 我々は子ども食堂を運営する団体への食料支援を行い、同時に子ども食堂への支援を一般の人々や企業に呼び掛ける活動を行う。また個人や協賛企業による協力のもと、子どもたちへ職業体験・社会体験の場を提供し、すべての子どもが夢を持ち、自己の将来を主体的に選択できる社会の実現の一助となるため支援を行う。
 - 併せて、同じ趣旨で活動する団体に対してその財政的基盤の一助となるための支援 を行う。
- 2、 近年、地震や洪水等の自然災害が頻発しており、それらは今後も続くことが予測され、免れようのないことである。我々は、日本国内で起きた自然災害に対し、国民同士が助け合えるよう、被災地・被災者への物理的・精神的救助を迅速に行う。また、同じ趣旨で活動する団体に対してその財政的基盤の一助となるための支援を行う。
- 3、 農業人口の減少や国内自給率の低下が続く中で、持続可能な食料供給体制を維持することが急務となっている。我々は、農業の魅力や重要性を多くの人に知ってもらうため、地域農家と連携しながらPRイベントを開催し、農業に関心を持つ人々や次世代の担い手を増やすことを目指す。
 - また、同じ趣旨で活動する団体に対してその財政的基盤の一助となるための支援を行う。

申請に至るまでの経過

私たちは、過去10年以上に渡り、社会に貢献すべく下記のような活動をしてきまし た。しかしながら、任意団体で活動するには人員・設備・資金の確保に必要な契約がス ムーズできない場合が多く、活動を縮小せざるを得ないのが現状です。

特定非営利活動法人という法人格をもつことによって、前記の契約がしやすくな る場面が増えます。また、法令を遵守し、一般市民への情報公開等を適宜行うことで 社会的信用を得られれば、より多くの国民が支援に参加できるようになり、結果とし て、より多くの闲難を抱えている人たちに支援を届けることができると考え、今回申 **詰いたしました。**

活動実績

2015年3月 任意団体チャリティ団体を発足 2015年5月 東日本大震災チャリティディナーショー開催 2015年11月 東日本大震災チャリティゴルフ大会開催 台東区へ寄付 2016年4月 米・ニューヨークにて盲導犬チャリティイベント開催/チャリティゲスト大相撲大島親方 2016年5月 熊本大地震 被災地支援ふるまいちゃんこ/大相撲大島親方 東日本大震災被災地仮設住宅80カ所慰問/ 2016年4月~2017年3月 2018年12月 北海道胆振東部地震 被災地支援ふるまいちゃんこ/大相撲大島親方 2022年5月 農業支援 新潟県津南町での田植え 2022年6月 農業支援 新潟県津南町での田植え/大相撲立浪親方 2022年10月 農業支援 新潟県津南町での稲刈り/大相撲立浪親方 2023年5月 農業支援 新潟県津南町での田植 農業支援
新潟県津南町での田植え/大相撲豊昇麓関 2023年6月 2023年6月 令和5年奥能登地震 被災地支援ふるまいちゃんこ/大相撲立浪部屋 2023年7月 子供支援 新潟県十日町市での少年野球教室/ 2023年8月 農業支援 新潟県津南町での稲刈り/ 大相撲豐昇蘿闆 2023年10月 子供食堂支援 東京都荒川区施設訪問と寄贈 2023年12月 子供支援チャリティディナーショー開催/ 2024年2月 子供食堂支援 東京都足立区施設訪問とふるまいちゃんこ/ 大相撲立浪部屋 2024年4月 熊本県復興チャリティフェス参加 2024年5月 子供支援 新潟県十日町市での少年野球教室/ 2024年5月 農業支援 新潟県津南町での田植え/大相撲豊昇龍関 2024年6月 子供支援 東京都武蔵野市でのおすもうさんとのお楽しみ会/大相撲立浪部屋 2024年9月 子供食堂支援 東京都荒川区施設訪問 歯科検診と職業体験/ホワイトラビットクリニック 2024年11月 子供支援チャリティディナーショー開催/ 2024年12月 子供食堂支援 東京都足立区施設訪問と寄贈 2024年12月 子供支援 東京都台東区相撲部屋での餅つき大会/大相撲立浪部屋 他 特定非営利活動法人こともビースネットワークの設立を有志で確認 2025年1月 2025年9月 特定非営利活動法人こどもピースネットワークの設立総会開催

令和7年9月25日

設立代表者

定仙 史 子